



正しい残業代の計算方法知っていますか？

〒151-0053

東京都渋谷区代々木5-37-9 N-FLAT202

大久保史春社会保険労務士事務所

大久保史春

TEL 03-6412-9323 FAX 03-5454-3524

E-mail okubo.jimusyo@nifty.com

設問1 難易度 ★☆☆



Aさんは、4月の所定外法定内普通残業時間が10時間、法定外普通残業時間が10時間でした。（深夜残業はなし）

残業代はいくらでしょうか？

■計算の途中に端数が生じた場合は、その都度、切り上げて計算して下さい。（例 1.35→2）

基本情報

- この会社の所定労働時間は、9：30-18：00（休憩1時間）で、7時間30分です。
- この会社の1年間における月の平均労働日数は、20日です。
- Aさんの基本給は200,000円、通勤交通費10,000円、家族手当5,000円。
- 家族手当は、所得税の扶養要件を満たしている扶養者がいる従業員のみを支給されている。
- 「就業規則」には、所定外法定内普通残業は、「通常の賃金を支払う」と明記しており、周知徹底されている。

計算スペース

解答 **30,020円**



手順① 残業代に含める賃金の選別をします。 → **200,000円**

設問では、残業代に含まれる賃金は、「基本給」のみとなります。

「通勤交通費」及び「家族手当」は、法律上、残業代の算出基礎賃金からは除外してもOKとなっています。

手順② 1時間あたりの残業時間を含む報酬金額を導きます。 → **1,334円**

設問では、1か月あたりの労働日数は20日となっていますので、基本給÷20日=1日あたりの残業代計算の基礎となる賃金。

→10,000円。

この会社の所定労働時間は、7.5時間ですので、1時間あたりの残業代計算の基礎となる賃金=10,000円÷7.5時間=1,334（端数切り上げ）

手順③ 所定時間超え法定時間内残業代と法定時間超え残業代を導き出します。 → **13,340円と16,680円**

設問では、「就業規則に所定労働時間超え法定時間内残業は、通常の賃金」と明記され、周知されていますので、10時間分は、通常の賃金を支払えばOKということになります。

$1,334円 \times 10時間 = 13,340円$

法定時間（8時間労働）を超えた時間は、1.25倍以上の賃金支払いが義務付けられていますので、 $1,334 \times 1.25倍 = 1,668円$ （端数切り上げ）

よって、法定超え残業代は、 $1,668円 \times 10時間 = 16,680円$

手順④ 所定時間超え法定時間内残業代と法定時間超え残業代を足します。 → **30,020円**

設問2 難易度 ★★★



Aさんは、法定外普通残業時間が10時間でした、深夜残業は別途2時間でした。
残業代はいくらでしょうか？

■計算の途中に端数が生じた場合は、その都度、切り上げて計算して下さい。（例 1.35→2）

基本情報

- この会社の所定労働時間は、9：00-18：00（休憩1時間）で、8時間です。
- この会社の1年間における月の平均労働日数は、20日です。
- Aさんの基本給は200,000円、通勤交通費10,000円、家族手当5,000円、業績手当30,000円。
- 決算賞与として、特別臨時ボーナス200,000円が支給された。
- この4月に結婚したので会社から「お祝金」として50,000円を特別に加算してもらった。
- 家族手当は、所得税の扶養要件を満たしている扶養者がいる従業員のみに支給されている。

計算スペース



解答 **22,296円**

手順① 残業代に含める賃金の選別をします。→ **230,000円**

設問では、残業代に含まれる賃金は、「基本給」＋「業績手当」の2つとなります。

「通勤交通費」及び「家族手当」は、法律上、残業代算出基礎賃金からは除外してもOKとなっています。

また「賞与」（臨時に支払われる賃金）や「お祝金」なども残業代の算出基礎賃金からは除外してもOKです。

手順② 1時間あたりの残業時間に含む報酬金額を導きます。→ **1,438円**

（ポイント）

業績給や歩合給などは、1か月の総労働時間で割ったものを残業代計算の基礎となる賃金に設定することになります。

つまり、「業績給 30,000円」÷20日÷8時間＝188円（端数切り上げ）が1時間あたりの業績給単価となります。

基本給は、200,000円÷20日÷8時間＝1,250円

よって、1時間あたりの残業時間に含む報酬金額は、188円＋1,250円＝1,438円となります。

手順③ 普通残業代と深夜残業代を導きだします。→ **普通残業 17,970円 深夜残業 4,314円**

（普通残業時間）

設問では、1日の所定労働時間は8時間になっていますから、法定労働時間と合致しますので、単純計算でOKです。

1,438円×1.25倍＝1,798円（端数切り上げ）

1,798円×10時間＝17,980円

(深夜割増残業時間)

深夜残業時間(22:00~5:00)までの労働には、0.25倍の上乗せが法律で定められております。

つまり、普通残業代+深夜割増残業代ということになりますので、 $1,438円 \times 1.25 + 1,438円 \times 0.25 = 2,158円$ (計算途中での端数切り上げ)

深夜残業時間は2時間ですので、 $2,158円 \times 2時間 = 4,316円$

手順④ 普通残業代と深夜残業代を足します。 → **22,296円**



いかがでしたか？

計算上の多少のミスは、正直あまり問題にはなりませんので、気にされなくていいと思います。

(よく会社様では、深夜残業を計算するときに「残業の基礎となる1時間あたりの賃金」×1.5倍にされているケースがありますが、正しくは「残業の基礎となる1時間あたりの賃金」×1.25+「残業の基礎となる1時間あたりの賃金」×0.25です。)

それより、残業に組み込む賃金や計算の仕組みを勘違いされていた方は、これを機に改めた方がよいでしょう。特に、1日の所定労働時間が7時間30分の会社は、1.25倍するのは、8時間を超えてからいいですので、場合によっては多く支払いすぎていたかも知れません。

管理監督者の問題から『残業代』というものに社長様はもちろん、従業員の方も関心が強まってきていますので、正しい知識による運用に改めるにはいいチャンスかも知れませんね。

残業代計算を実施するにあたってのポイント

1. 残業代に組み入れる基礎となる賃金か否かの正確な把握
2. 所定外法定内残業時間単価の取り決め
3. 「歩合給」「業績給」など、変動のある賃金の残業代単価の計算方法
4. 「管理監督者」の取り扱い

